

介護老人保健施設 シオン 施設サービス（入所）利用料金

「介護老人保健施設」では、入所一時金などの初期費用は必要ありません。

入所後に月額費用として、以下をお支払い頂きます。

(1)施設サービス費+(2)居住費・食費+(3)その他日常生活費+(4)加算料金

(利用者様の介護度および利用料金負担段階、加算の有無等によって、各々の利用料金が算出されます)

「介護老人保健施設」には減免制度があり、該当される方は、食費・居住費の利用者負担が軽減されます。	第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など
	第2段階	合計所得金額+課税年金収入が年額で合計80万円以下など
	第3段階	合計所得金額+課税年金収入が年額で合計80万円超など
	第4段階	上記以外(市町村民税を世帯の誰かが課税されている方など)

※利用料金負担段階の詳細については、別紙<利用料金負担段階について>をご参照下さい。

1. 施設サービス費（1日あたり）

介護度	2床・4床室	個室
要介護1	788 円	714 円
要介護2	836 円	759 円
要介護3	898 円	821 円
要介護4	949 円	874 円
要介護5	1,003 円	925 円

2. 居住費・食費（1日あたり）

R3.4改正

利用料金負担段階	居住費		食費	
	2床・4床室	個室	2床・4床室	個室
第4段階	400	1,640	1,600 円	
第3段階	370	1,310	650 円	
第2段階	370	490	390 円	
第1段階	0	490	300 円	

※個室・2床室を利用の方は、特別室料(下記)が別途かかります。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。

3. 介護給付以外の料金（その他日常生活費）

項目	料金	説明	
日常生活品費	120 円/日	石鹸、シャンプー、歯ブラシ、おしぼり、消毒液等、日常生活上の便宜に係る費用	
教養娯楽費	160 円/日	レクリエーションで使用する材料に係る費用	
特別室料	個室	1,500 円/日	特別室(個室、2床室)利用の場合
	2床室	1,000 円/日	
理美容(カット)代	1,600 円/回	出張理髪業者による理美容(定期的に施設内にて実施)を利用の場合	
洗濯代	入浴時の衣類一式	330 円/回	私物衣類を洗濯した際に係る費用
	上記以外に洗濯を要する場合	200 円/回	
電気使用料	110 円/日	テレビを持ち込みされた場合の費用	
健康管理費	3,700 円/回	インフルエンザ予防接種に係る費用で、実施の場合	
買い物代	実 費	個人の買い物を行う場合の品代	
行事費	実 費	小旅行や観劇、講師を招いて実施する料理教室等、費用を要するイベントに参加の場合	
タオル賃借料(業務委託)	140 円/回	入浴時に使用していただくタオルに係る費用	

4. 加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項 目	料 金	説 明
夜勤職員配置加算	24 円／日	入所者20名に対し1名を上回る夜勤職員が配置されている場合、加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	34円／日	・在宅復帰率が30%超であること。 ・退所後30日以内(要介護4・5の場合は14日以内)に居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受け取ることにより、当該退所者の居宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。 ・ベット回転率が5%以上であること。
短期集中リハビリテーション実施加算	240 円／日	医師の指示を受けた理学療法士等が、入所日から3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 円／日	精神科医師等によって、認知症であってリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚師が週に3日を標準として20分以上の個別リハを行った場合(入所日から起算して3月以内に限り、1週に3日を限度とする)
外泊時費用	362 円／日	外泊される場合、施設サービス費に代えて加算(外泊の初日及び最終日は算定しません)。
初期加算	30 円／日	入所された日から30日間、加算されます。
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 450 円／回 (Ⅱ) 480 円／回	入所予定の方に対し、退所後生活する居宅を訪問し、以下を実施の場合、加算されます。 (Ⅰ) — 退所を目的とした計画策定・診療方針の決定を要件化 (Ⅱ) — (Ⅰ)に加えて退所後の生活支援の計画策定も要件化
試行的退所時指導加算	400 円／回	退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、試行的な退所時に入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度として加算されます。
退所時情報提供加算	500 円／回	退所となり居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治医に対して、本人の同意を得て、本人の診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に加算されます。
入退所前連携加算	(Ⅰ) 600 円／回	以下の要件を実施した際に加算されます。 イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ロ 入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービスに等に必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス等の利用に関する調整を行うこと。
	(Ⅱ) 400円／回	入退所前連携加算(Ⅰ)のロの要件を満たす事
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90 円／月	口腔衛生管理体制加算を算定時、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合。 歯科衛生士が入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合又、入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合に加算されます。
	(Ⅱ) 110円／月	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

4. 加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項 目	料 金	説 明
経口維持加算	100円／月	現に経口より食事を摂取する入所者が、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成して、管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。
療養食加算	6 円／回	療養食を提供した場合に、1日3食を限度とし、1食を1回として加算されます。
所定疾患施設療養費 I (1月に7日を限度)	239円／日	以下の疾病を発症されている方に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合。 肺炎・尿路感染症・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)・蜂窩織炎 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容診療録に記載していること。所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円／日	以下のいずれかに該当すると加算されます。 ① 介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上配置されている事 ② 介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上である事。
排せつ支援加算	100 円／月 令和4年3月31日 日まで	排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、 ・排泄に介護ようする原因等についての分析 ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行った場合加算されます。
在宅サービスを利用したときの費用	800 円／日	入所者に対して居宅における外泊を認め、入所者が、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数が加算されます。
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3円／月	以下の要件を満たした場合に加算されます。 イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって情報等を活用している事。 ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している事。 ハ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡計画を実施するとともにその管理の内容や入所者ごとの状態について定期的に記録している事。 ニ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している事。
	(Ⅱ) 13円／月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のない事。
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算	33円／日	以下を実施した場合に加算されます。 ① 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している事。 ② 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している事。

4. 加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項 目	料 金	説 明
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) 40円／月	以下のいずれの要件も満たすと加算されます。 ① 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ② 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
	(Ⅱ) 60円／月	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)①に加えて疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出する事。
安全対策体制加算	20円／入所時に1回を限度	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。
自立支援促進加算	300円／月	以下の要件を満たした場合に加算されます。 イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加していること。 ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している事。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとのに支援計画を見直している事。 ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、情報その他自立支援促進の適切な有効な実施のために必要な情報を活用している事。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×3.9%	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に3.9%を乗じた額が加算されます。

1) 夜勤配置加算、初期加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、すべての利用者が対象となります。

2) 栄養ケアマネジメント加算については、利用者又はその家族の同意をいただいた時点からの算定となります。